

福岡県公報

平成18年3月29日
第2514号
増刊①

告示

目次

告示(第644号—第662号)

○福岡県男女共同参画センター及び福岡県総合福祉センターの利用料金の承認

○福岡県立あまき水の文化村の利用料金の承認
(保健福祉課) 1

○福岡県国際文化情報センターの利用料金の承認
(生活文化課) 6

○大濠公園能楽堂の利用料金の承認
(生活文化課) 6

○福岡県立飯塚研究開発センターの利用料金の承認
(新産業・技術振興課) 19

○福岡県営西公園及び大濠公園の利用料金の承認
(公園街路課) 20

○福岡県営名島運動公園の利用料金の承認
(公園街路課) 21

○福岡県営天神中央公園の利用料金の承認
(公園街路課) 22

○福岡県営春日公園の利用料金の承認
(公園街路課) 22

○福岡県営中央公園の利用料金の承認
(公園街路課) 24

○福岡県営筑豊緑地の利用料金の承認
(公園街路課) 24

○福岡県営筑後広域公園の利用料金の承認
(公園街路課) 27

○福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認
(住宅管理課) 27

○福岡県青少年科学館の利用料金の承認
(教育厅生涯学習課) 30

○福岡県立スポーツ科学情報センターの利用料金の承認
(教育厅スポーツ健康課) 30

○福岡県立スキー科学情報センターの利用料金の承認
(教育厅生涯学習課) 30

○福岡県立総合プールの利用料金の承認
(教育厅スポーツ健康課) 31

○福岡県馬術競技場の利用料金の承認
(教育厅スポーツ健康課) 33

○福岡県立総合射撃場の利用料金の承認
(教育厅スポーツ健康課) 36

○福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金の承認
(教育厅スポーツ健康課) 37

福岡県告示第644号

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成8年福岡県条例第18号)第5条の4第2項及び第11条の4第2項の規定に基づき、福岡県男女共同参画センター及び福岡県総合福祉センターの利用料金を承認したので、同条例第5条の4第4項及び第11条の4第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

(1) 福岡県男女共同参画センター
(2) 福岡県総合福祉センター

2 位置

春日市原町3丁目1番地7

3 利用料金の承認年月日

平成18年3月10日

4 利用料金

(1) 福岡県男女共同参画センター

ア 占用使用の場合の利用料金

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
音楽室	1,830円	2,440円	2,240円	4,270円	4,680円	6,510円
工芸室	1,830円	2,440円	2,240円	4,270円	4,680円	6,510円
スタジオ	1,520円	2,030円	1,830円	3,550円	3,860円	5,380円
OAルーム	2,140円	2,850円	2,540円	4,990円	5,390円	7,530円

報公団體

平成18年3月29日 水曜日

スタジオ	音楽室	音響装置	1式(1回)	1,100円
セミナー	放送設備	1式(1回)	1,120円	
ルーム	ビデオプロジェクター	1式(1回)	910円	
C	スライド映写機	1式(1回)	550円	
フィットネスルーム	オーバーヘッドプロジェクター	1式(1回)	550円	
スルーム	セミナールーム	1式(1回)	550円	
フィットネスルーム	ダイナミックマイクロホン	1本(1回)	320円	
スルーム	ワイヤレスマイクロホン	1本(1回)	880円	
スルーム	床置型マイクスタンド	1本(1回)	60円	
スルーム	卓上型マイクスタンド	1本(1回)	60円	
スルーム	団体専用ロッカー	1口(1月)	300円	
スルーム	サロン			

備考

- 1 「占用使用」とは、講習会その他催物等において、施設を独占的に使用する場合をいう。

- 2 利用者が利用の際第三者から1,000円を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の300を乗じて得た額とする。

- 3 この表に掲げる施設の利用時間を超えて利用する場合の利用料金の額は、次のとおりとする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

- (1) 超過時間が正午から午後5時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後1時から午後5時までの利用料金の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）

- (2) 超過時間が午後5時から午後9時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後6時から午後9時までの利用料金の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）

- 4 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の利用料金の額は、次のとおりとする。

種類	単位	区分	料金(1人)
フィットネスルーム	2時間	一般 児童・生徒	200円 100円

備考

- 1 「個人使用」とは、占用使用以外の場合をいう。

- 2 「児童・生徒」とは、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学

区分	品名	単位	金額

校、²³⁾養学校及び養護学校の高等部を含む。) の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは児童・生徒以外の者をいう。

3 11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の利用料金の10回分に相当する額とする。

4 1回の使用につき、2時間を超えて連続して使用する場合の利用料金の額は、超過時間1時間につき、この表に掲げる利用料金の額の1時間当たりの額とする。

なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える

場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

(2) 福岡県総合福祉センター
ア 本館施設利用料金

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午前9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	午後1時から 午前9時まで	午後9時まで
大ホール	19,570円	26,090円	23,440円	45,660円	49,530円	69,100円		
体育館	3,660円	4,890円	4,380円	8,550円	9,270円	12,930円		
夏季 期間	17,120円	22,830円	20,590円	39,950円	43,420円	60,540円		
プール	25,680円	34,250円	30,780円	59,930円	65,030円	90,710円		
卓球室	910円	1,220円	1,120円	2,130円	2,340円	3,250円		
冬季 期間	7,030円	9,370円	8,460円	16,400円	17,830円	24,860円		
トランジ グ室	5,380円	6,510円	6,510円	12,930円	17,830円	24,860円		
アーチェリ ー場	2,750円	3,660円	3,260円	6,410円	6,920円	9,670円		
501研修室	3,660円	4,890円	4,380円	8,550円	9,270円	12,930円		
502研修室	1,520円	2,030円	1,830円	3,550円	3,800円	5,380円		
503研修室	910円	1,220円	1,120円	2,130円	2,340円	3,250円		
504研修室	910円	1,220円	1,120円	2,130円	2,340円	3,250円		
505研修室	910円	1,220円	1,120円	2,130円	2,340円	3,250円		
506研修 室	2,140円	2,850円	2,540円	4,990円	5,380円	7,530円		
A	1,520円	2,030円	1,830円	3,550円	3,800円	5,380円		
B	1,520円	2,030円	1,830円	3,550円	3,800円	5,380円		
507研修室	910円	1,220円	1,120円	2,130円	2,340円	3,250円		
508研修 室	2,750円	3,660円	3,260円	6,410円	6,920円	9,670円		
A	2,440円	3,260円	2,950円	5,700円	6,210円	8,650円		
B	2,440円	3,260円	2,950円	5,700円	6,210円	8,650円		

イ 体育館施設利用料金
(ア) 占用使用の場合の利用料金

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午前9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	午後1時から 午前9時まで	午後9時まで
大ホール	19,570円	26,090円	23,440円	45,660円	49,530円	69,100円		
体育館	3,660円	4,890円	4,380円	8,550円	9,270円	12,930円		
夏季 期間	17,120円	22,830円	20,590円	39,950円	43,420円	60,540円		
プール	25,680円	34,250円	30,780円	59,930円	65,030円	90,710円		
卓球室	910円	1,220円	1,120円	2,130円	2,340円	3,250円		
冬季 期間	7,030円	9,370円	8,460円	16,400円	17,830円	24,860円		
トランジ グ室	5,380円	6,510円	6,510円	12,930円	17,830円	24,860円		
アーチェリ ー場	2,750円	3,660円	3,260円	6,410円	6,920円	9,670円		

(イ) 個人使用の場合の利用料金

種類	単位	区分	料金(1人)
体育館・卓球室	2時間	一般	300円
		児童・生徒	150円
プール	夏季期間	2時間	350円
		一般	200円
		生徒	200円
		児童	150円
	温水期間	2時間	500円

報公団

平成18年3月29日曜水曜

	2時間	生徒	300円
		児童	200円
トレーニング室	2時間	一般	350円
		小学生・生徒	180円
アーチェリー場	2時間	一般	300円
		高校生	150円

ウ 屋外施設利用料金

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
グラウンド	1,520円	2,030円	3,550円
テニスボール場	1面	910円	1,220円
			2,130円

エ 宿泊室利用料金

種類	単位	料金(1人)	
宿泊室	1泊		3,050円

オ 駐車場利用料金

種類	単位	料金(1台)
駐車場	2時間以内	無料

6 この表に掲げる施設（宿泊室及び駐車場を除く。）の利用時間を超えて利用する場合の利用料金の額は、次のとおりとする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。ただし、プールの個人使用については、超過時間が30分未満であるときは30分とし、30分を超える場合において30分未満の端数があるときは、当該端数の時間は、30分として計算する。

備考

- 「占用使用」とは、講習会、競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 「児童」とは幼稚及び小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学校部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等学校部を含む。以下同じ。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」と

は児童及び生徒以外の者を、「小学生」とは小学校及びこれに準ずるもの児童を、「高校生」とは高等学校又は中等教育学校の後期課程の生徒及びこれに準ずる者をいう。

- 3 「夏季期間」とは7月1日から9月30日までを、「温水期間」とは10月1日から翌年の6月30日までをいう。

4 土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日におけるクローバーホール及び占用使用の場合の体育館施設の利用料金の額は、当該使用区分の利用料金の額の2割増の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

5 本館施設、占用使用的場合の体育館施設及び屋外施設において、利用者が利用の際第三者から1,000円を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とし、利用者が商業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の300を乗じて得た額とする。

6 この表に掲げる施設（宿泊室及び駐車場を除く。）の利用時間を超えて利用する場合の利用料金の額は、次のとおりとする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。ただし、プールの個人使用については、超過時間が30分未満であるときは30分とし、30分を超える場合において30分未満の端数があるときは、当該端数の時間は、30分として計算する。

- (1) 本館施設、占用使用的場合の体育館施設及び屋外施設の利用料金の額

イ 超過時間が正午から午後5時までの場合　超過時間1時間につき、この表に定める午後1時から午後5時までの利用料金の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）

ロ 超過時間が午後5時から午後9時までの場合　超過時間1時間につき、この表に定める午後6時から午後9時までの利用料金の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）（屋

外の施設を除く。)

(2) 個人使用の場合の体育館施設の利用料金の額

超過時間1時間につき、この表に定める利用料金の額の1時間当たりの額とする。ただし、プールの個人使用については、超過時間30分につき、この表に定める利用料金の額の30分当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

7 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の利用料金の額は、次のとおりとする。

区分	品名	単位	金額	備考
大ホール	演台・花台	1式(1回)	660円	
司会者台		1式(1回)	200円	
テーブル		1台(1回)	70円	
いす		1脚(1回)	40円	
つりバトン		1式(1回)	550円	
ボーダーライト		1式(1回)	320円	
アッパー・ホリゾントライト		1式(1回)	880円	
ロアーホリゾントライト		1式(1回)	880円	
サスペンションライト		1台(1回)	160円	
シリングライト		1台(1回)	210円	1キロワット
フロントサイドライト		1台(1回)	210円	1キロワット
スタンド		1式(1回)	110円	
音響装置		1式(1回)	1,660円	
つりマイク装置		1式(1回)	320円	
カセットテープレコーダー		1台(1回)	550円	
デジタルカセットテープレコーダー		1台(1回)	710円	
CDプレーヤー		1台(1回)	500円	
映写機		1式(1回)	4,430円	
ステージスピーカー		1式(1回)	450円	
はね返りスピーカー		1式(1回)	300円	
研修室	音響装置	1式(1回)	1,100円	
ビデオプロジェクター		1式(1回)	910円	
カセットテープレコーダー		1台(1回)	550円	
CDプレーヤー		1台(1回)	500円	
音響装置	音響装置	1式(1回)	1,100円	
ビデオプロジェクター		1式(1回)	910円	
カセットテープレコーダー		1台(1回)	550円	
CDプレーヤー		1台(1回)	500円	
ダイナミックマイクロホン		1本(1回)	320円	
ワイヤレスマイクロホン		1本(1回)	880円	
クローバーホール	舞台・花台	1式(1回)	660円	
司会者台		1式(1回)	200円	

報公団福

平成18年3月29日 水曜日

床上型マイクスタンダード	1本（1回）	60円	
卓上型マイクスタンド	1本（1回）	60円	
オーバーヘッドプロジェクター	1式（1回）	550円	
資料提示装置	1式（1回）	910円	
スライド映写機	1式（1回）	550円	
16ミリ映写機	1式（1回）	550円	
ビデオデッキ	1式（1回）	660円	
コンデンサーマイクロホン	1本（1回）	550円	
ダイナミックマイクロホン	1本（1回）	320円	
ワイヤレスマイクロホン	1本（1回）	880円	
床上型マイクスタンド	1本（1回）	60円	
卓上型マイクスタンド	1本（1回）	60円	
コインロッカー	1口（1回）	100円	
体育館施設			
電光得点表示板	1式（1回）	810円	
フロアシート	1枚（1回）	260円	
プール自動計時装置	1式（1回）	1,010円	

（備考）

① この表の利用料金は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。ただし、コインロッカーはこの限りでない。

② 利用時間を超えて利用するときの利用料金は、1時間ごとにこの表に掲げる利用料金の額の25パーセントに相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。ただし、コインロッカーはこの限りでない。

8 体育館及びアーチェリー場は2分の1の面積で、プールは1コースで占用使用できるものとし、この場合の利用料金の額は、体育館及びアーチェリー場は当該使用区分の利用料金の2分の1、プールは当該使用区分の利用料金の額の6分の1（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額

）とする。

9 体育館施設の個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の利用料金の10回分に相当する額とする。

10 駐車場を超えて使用する場合において、駐車時間に30分未満の端数があるときは、当該端数の時間は30分として算定する。

福岡県告示第645号

福岡県立あまぎ水の文化村条例（平成5年福岡県条例第28号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立あまぎ水の文化村の利用料金を承認したので同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- | 1 名称 | 福岡県立あまぎ水の文化村 |
|--------------|--------------|
| 2 位置 | 朝倉市矢野竹831番地 |
| 3 利用料金の承認年月日 | 平成18年3月13日 |

4 利用料金

区 分	利 用 料 金	
	個 人	団 体
大 人	400円	300円
小 人	200円	150円

備考
1 「大人」とは15歳以上の者を、「小人」とは4歳以上15歳未満の者をいう。
2 「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。
3 4歳未満の者は、無料とする。

福岡県国際文化情報センター条例（平成6年福岡県条例第23号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県国際文化情報センターの利用料金を承認したので同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

(イ) 福岡シンフォニーホール（室内楽形式利用による小規模音楽公演）

(単位：円)

1 名称
福岡県国際文化情報センター

2 位置
福岡市中央区天神1丁目1番1号

3 利用料金の承認年月日
平成18年3月17日

4 利用料金
(1) 施設基本料金

ア (ア) 福岡シンフォニーホール

(単位：円)

利用区分	午 前	午 後	夜 間	終 日
入場料金等区分	9 : 00～12 : 00	13 : 00～16 : 00	17 : 00～22 : 00	9 : 00～22 : 00
入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	77,700	139,650	208,950	383,250
入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	100,800	181,650	271,950	498,750
入場料の額が3,001円以上の場合	100,800	181,650	271,950	498,750
入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	71,400	128,100	193,200	353,850
入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	92,400	166,950	250,950	459,900
入場料の額が3,001円以上の場合	120,750	217,350	325,500	597,450

別途「室内楽形式」変換費用が必要

イ イベントホール
(単位：円)

利用区分	午 前	午 後	夜 間	終 日
入場料金等区分	9 : 00～12 : 00	13 : 00～16 : 00	17 : 00～22 : 00	9 : 00～22 : 00
入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	92,400	166,950	250,950	459,900
入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	120,750	217,350	325,500	597,450
入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	59,850	108,150	161,700	297,150

報公団

平成18年3月29日 水曜日

平 日	入場料の額が1,001 円以上3,000円以下の 場合	77,700	140,700	211,050	386,400
	入場料の額が3,001 円以上の場合	101,850	183,750	275,100	505,050
	商業展示の場合	153,300	276,150	413,700	753,100
土 ・ 日 ・ 祝 日	入場料を徴収しない 場合又は入場料の額 が1,000円以下の場 合	72,450	130,200	194,250	357,000
	入場料の額が1,001 円以上3,000円以下 の場合	93,450	169,050	253,050	464,100
	入場料の額が3,001 円以上の場合	122,850	220,500	330,750	606,900
	商業展示の場合	183,750	330,750	496,650	910,350

ウ 国際会議場

(単位：円)

利用区分	午 前	午 後	夜 間	終 日
入場料金等区分	9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	18 : 00～22 : 00	9 : 00～22 : 00
入場料を徴収しない 場合又は入場料の額 が1,000円以下の場 合	79,800	103,950	103,950	259,350
平 日	入場料の額が1,001 円以上3,000円以下 の場合	103,950	135,450	337,050
	入場料の額が3,001 円以上の場合	136,500	177,450	441,000
	入場料を徴収しない 場合又は入場料の額 が1,000円以下の場 合	95,550	124,950	310,800

土 ・ 日 ・ 祝 日	入場料の額が1,001 円以上3,000円以下の 場合	124,950	161,700	161,700	404,250
	入場料の額が3,001 円以上の場合	162,750	212,100	212,100	528,150
	商業展示の場合	28,350	51,450	69,300	134,400
	(ア) 円形ホール				
平 日	入場料の額が3,001 円以上の場合	15,750	28,350	37,800	74,550
	商業展示の場合	24,150	43,050	57,750	112,350
	入場料を徴収しない 場合又は入場料の額 が1,000円以下の場 合	11,550	19,950	27,300	52,500
土 ・ 日 ・ 祝 日	入場料の額が1,001 円以上3,000円以下の 場合	14,700	26,250	34,650	68,250
	入場料の額が3,001 円以上の場合	18,900	34,650	46,200	89,250
	商業展示の場合	28,350	51,450	69,300	134,400
	(イ) セミナー室				
平 日	(ア) セミナー室				
	(単位：円)				

(単位：円)

福岡県公報

目的区分	利用区分	時間区分				終日料金
		午前	午後	夜間		
平日	文化振興等	9 : 00~12:00 5,145	13 : 00~17 : 00 6,720	18 : 00~22 : 00 6,720	9 : 00~22 : 00 16,800	
その他		15,540	20,265	20,265	50,400	
土・日・祝日	文化振興等	6,195	8,085	8,085	20,160	
その他		18,690	24,255	24,255	60,480	

(ウ) 交流ギャラリー

(单位：円)

目的区分	利用区分	午 前		午 後		夜 間		終 日	
		9 : 00~12:00	13 : 00~17 : 00	18 : 00~22 : 00	9 : 00~22 : 00				
平日	非營利目的	21,000	27,300	27,300	69,300				
土・日・祝日	營利目的	64,050	82,950	82,950	207,900				
土・日・祝日	非營利目的	25,200	33,600	33,600	82,950				
土・日・祝日	營利目的	76,650	99,750	99,750	248,850				

(単位：円)

会議室名	基本料金 (3時間まで)	3時間を超え13時間までの1時間当たり加算額	(参考) 13時間利用
大会議室	69,615	6,825	137,865
501会議室	12,600	1,050	23,100
502会議室	10,080	840	18,480
503会議室	10,080	840	18,480
601会議室	17,640	1,470	32,340

力練習室

平 日	602会議室	13,860	1,155	25,410
603会議室	12,600	1,050	23,100	
604会議室	12,600	1,050	23,100	
605会議室	16,380	1,365	30,030	
606会議室	22,680	1,890	41,580	
607会議室	23,940	1,995	43,890	
608会議室	23,940	1,995	43,890	
609会議室	10,080	840	18,480	
701会議室	10,080	840	18,480	
702会議室	10,080	840	18,480	
703会議室	10,080	840	18,480	
大会議室	85,995	6,825	154,245	
501会議室	15,750	1,050	26,250	
502会議室	12,600	840	21,000	
503会議室	12,600	840	21,000	
601会議室	22,050	1,470	36,750	
602会議室	17,325	1,155	28,875	
603会議室	15,750	1,050	26,250	
604会議室	15,750	1,050	26,250	
605会議室	20,475	1,365	34,125	
606会議室	28,350	1,890	47,250	
607会議室	29,925	1,995	49,875	
608会議室	29,925	1,995	49,875	
609会議室	12,600	840	21,000	
701会議室	12,600	840	21,000	
702会議室	12,600	840	21,000	
703会議室	12,600	840	21,000	

報公団體

						(単位：円)
施設名	利用区分	午 前 9 : 00～12:00	午 後 13 : 00～16 : 00	夜 間 17 : 00～22 : 00	終 日 9 : 00～22 : 00	
平日	練習室1	3,675	7,350	11,130	19,950	(3) 連続利用等の催物で、「通し券」で入場料金を徴収する場合は、当該通し券の料金を入場できる日数又は回数で除した金額を1日又は1回当たりの入場料金とみなして、この表を適用する。
	練習室2	1,365	2,835	4,200	7,560	(4) 福岡シンフォニーホールを会議、集会等に利用する場合で、当該入場料金が1,000円以下の時は、「1,001円以上3,000円以下」の区分を適用する。
	練習室3	1,365	2,835	4,200	7,560	(5) 福岡シンフォニーホール、イベントホール、国際会議場又は円形ホールを企業の冠イベント、その他商業宣伝のための招待型等の催物に利用する場合で、当該入場料金が1,000円以下の時は、「1,001円以上3,000円以下」の区分を適用する。
	練習室4	735	1,365	2,100	3,780	(6) イベントホール及び円形ホールを平土間で利用する場合で、企業あるいはその連合体が行う商品展示、商談会等については「商業展示」の区分を、また、商業展示以外の展示会等利用及びパーティ利用等については、「3,001円以上」の区分を適用する。
	練習室5	735	1,365	2,100	3,780	
土・祝日	練習室2	4,410	8,820	13,335	23,940	
	練習室3	1,680	3,360	5,040	9,030	
	練習室4	840	1,680	2,520	4,515	
	練習室5	840	1,680	2,520	4,515	

備考

1 利用時間には、準備及びあと片付けに要する時間を含むものとする。

2 利用区分

(1) 会議室を除く各施設

利用区分（上表の「午前」、「午後」、「夜間」に区分した時間帯をいう。）内の一一部の時間の利用は、当該利用区分のすべてを利用したものとみなす。

(2) 会議室

ア 9時から22時までの間に、3時間以内で利用する場合、基本料金を徴収する。

イ 9時から22時までの間に、3時間を超えて利用する場合、基本料金に時間

数に応じた額を加算して徴収する。なお、1時間以内の利用は、1時間利用したものとみなす。

3 入場料金等区分

(1) 入場料金とは、入場することに際し徴収される入場の対価及びこれに類するものをいう。なお、消費税等を徴収する場合は、その額を含むものとする。

(2) 入場料金に段階があるときは、当該入場料金の最高額をもってこの表を適用

する。

(3) 連続利用等の催物で、「通し券」で入場料金を徴収する場合は、当該通し券

の料金を入場できる日数又は回数で除した金額を1日又は1回当たりの入場料

金とみなして、この表を適用する。

(4) 福岡シンフォニーホールを会議、集会等に利用する場合で、当該入場料金が1,000円以下の時は、「1,001円以上3,000円以下」の区分を適用する。

(5) 福岡シンフォニーホール、イベントホール、国際会議場又は円形ホールを企

業の冠イベント、その他商業宣伝のための招待型等の催物に利用する場合で、当該入場料金が1,000円以下の時は、「1,001円以上3,000円以下」の区分を適

用する。

(6) イベントホール及び円形ホールを平土間で利用する場合で、企業あるいはそ

の連合体が行う商品展示、商談会等については「商業展示」の区分を、また、商業展示以外の展示会等利用及びパーティ利用等については、「3,001円以上」

の区分を適用する。

ただし、円形ホールについては、物販行為はできない。

4 目的区分

(1) セミナー室

ア 「文化振興等」とは、次のいずれかに該当するもので、館長が特に認めるものをいう。

a 芸術文化に関するセミナー、発表会、交流会、研修会等（以下「セミナー等」という。）

b 地域文化に関するセミナー等

c 國際的な学術文化に関するセミナー等

イ 上記のa～cに該当するものであっても、次のいずれかに該当する場合は

、「その他」を適用する。

a 入場料金を徴するもの

b 物販行為（契約行為を含む。）を行うもの

c 企業内の内部会議又は企業の冠講座、その他商業宣伝目的とするもの

(2) 交流ギャラリー

報公団體

平成18年3月29日 水曜日

11

- ア 「営利目的」とは、次のいずれかに該当するものをいう。**
- 入場料金を徴する場合
 - 物販行為（契約行為を含む。）を行う場合
 - 企業の冠イベント、その他商業宣伝のための展示等に利用する場合
- イ 「非営利目的」とは、上記以外の展示等利用をいう。**
- 5 リハーサル等利用**
- リハーサル若しくは催物の準備又は整理等のため入場者を入れない状態（以下「リハーサル等」という。）で一の利用区分の全部を利用する場合、当該利用区分の利用料金は、所定の利用料金の7割相当額とする。
- ただし、練習室、会議室及びセミナー室については適用しない。
- 6 同一利用日内の2区分連続利用**
- 同一利用日内において、午前及び午後又は夜間を連続して利用する場合、各区分の所定の利用料金の9割相当額とする。
- ただし、リハーサル等利用の割引措置を受ける場合は、これを適用しない。また、「終日料金」を午前、午後及び夜間の各区分の利用料金の合計額よりも割り引く措置についても、リハーサル等利用の割引措置を受ける場合は、これを適用しない。
- 7 超過利用料金**
- (1) 会議室を除く施設において、同一利用日内の2区分連続利用以外の利用で、次の時間を前後の利用区分と併せて利用する場合、次の超過料金を徴収する。
- ア 12時から13時までは、当日の「午後」の入場料金区分による利用料金を3（国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは4）で除して得た額。
- イ 16時から17時まで（国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは17時から18時まで）は、当日の「夜間」入場料金区分による利用料金を5（円形ホールは4、国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは3）で除して得た額。
- ウ 12時から13時まで又は16時から17時までをリハーサル等のため利用する場合は、上記により算定して得た金額の7割相当額とする。なお、上記時間の一部の利用は、そのすべてを利用したものとみなす。
- 8 2分割利用**
- (1) イベントをA室、B室に2分割して利用する場合、次の料金を徴収する。
- ア 同一利用者がA室、B室を併用利用する場合、A室にかかる利用料金は、全室利用の所定料金に0.55を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金に0.45を乗じて得た額とする。
- イ 別の利用者がA室又はB室を単独利用する場合、A室に係る利用料金は、全室利用料金の所定料金に0.75を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金に0.65を乗じて得た額とする。
- (2) 大会議室又は交流ギャラリーをA室、B室に2分割して利用する場合、次の料金を徴収する。
- ア 同一利用者がA室、B室を併用利用する場合、A室にかかる利用料金は、全室利用の所定料金に0.50を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金に0.50を乗じて得た額とする。
- イ 別の利用者がA室又はB室を単独利用する場合、A室に係る利用料金は、全室利用料金の所定料金に0.70を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金に0.70を乗じて得た額とする。
- 9 臨時開館による利用**
- 休館日に、福岡県国際文化情報センター条例施行規則に基づき、知事が必要と認めて臨時開館を行い利用する場合は、土・日・祝日の利用料金を適用する。

報公団福

平成18年3月29日 水曜日

(2) 附属設備等利用料金
ア 福岡シンフォニーホール

部門	品名	単位	料金(円)	内 容
楽	大楽屋1	室	3,570	(定員69人)
	大楽屋2	室	1,785	(定員30人)
	楽屋1	室	2,415	(定員3人)
	楽屋2	室	2,415	(定員3人)
	楽屋3	室	1,995	(定員2人)
屋	楽屋4	室	1,995	(定員2人)
	ソリスト控室	室	3,570	ピアノあり
	主催者控室	室	420	(定員3人)
	指揮者控室	室	4,515	(定員8人)、ピアノあり
器	フルコンサートピアノ1(外国製)	台	16,800	スタインウェイD274
	フルコンサートピアノ2(外国製)	台	16,800	ベーゼンドルフア-290
	フルコンサートピアノ1(日本製)	台	9,450	ヤマハCFⅢ-S
	オーケストラピット	式	15,435	
	ひな壇	式	12,600	8分割
	プロセニアルームセット	式	21,420	(1回当たりの金額)
	室内楽用音響反射板セット	式	21,420	
	楽士椅子A	脚	105	
	楽士椅子B	式	4,200	50脚~80脚
	譜面台	台	105	
	譜面灯	台	157	
舞	指揮者台セット	式	787	
	長机	台	157	
	椅子	脚	52	
台	コース台1	台	210	1800×600×600

コードス台2	台	210	1800×600×300
金屏風	双	2,835	750×2700
プログラムスタンド	台	315	H1500
演台(3点セット)	式	840	2100×750×850
司会者台	台	630	750×500×1150
国旗	枚	735	1500×2250
県旗	枚	735	1500×2250
地絵	枚	4,200	18m×11m
効果用スポットライト(1KW)	台	840	エフェクトマシンは含まない
効果用スポットライト(2KW)	台	1,050	エフェクトマシンは含まない
Bセット	式	1,050	地明かり
Cセット	式	7,350	エフェクトマシン
Dセット	式	15,750	反響板灯
Eセット	式	10,500	プロセニアルーム標準
Fセット	式	35,700	200KWまで
Gセット	式	3,150	ボーダーライト
Hセット	式	2,100	アッパークリントライト
Iセット	式	4,200	シリングスポットライト
Jセット	台	3,570	ロアーホリゾントライト
Kセット	台	3,570	ビンズボットライト(2KW)
Lセット	台	630	コンダクタースポットライト
Mセット	台	315	スポットライト(1KW未満)
Nセット	台	525	スポットライト(1KW)
Oセット	台	735	スポットライト(1.5KW)
Pセット	台	1,050	スポットライト(2KW)
Qセット	台	1,260	スポットライト(3KW)
Rセット	台	5,250	エフェクトマシンは含まない
Sセット	台	315	ストリップライト(130W×12KJ)

報 告 団

平成18年3月29日 水曜日

ストリップライト(130W×6灯)	台	157	
タワースポットライト	基	1,050	スポット別
P T F G スポットライト	台	3,150	
ストロボ	台	1,050	
カラーチェンジャー	台	1,050	
証明持込料	式	12,600	持込卓がある場合
カラーフィルター	枚	315	
特殊電源料(1KWにつき)	KW	472	
持込器具(1KWにつき)	KW	262	
拡声装置	式	1,050	
オープントーブレコーダー(8ch)	台	4,725	
オープントーブレコーダー(2ch)	台	2,625	
カセットトーブレコーダー	台	1,470	
D A T	台	2,625	
C D プレーヤー	台	1,470	
3点吊マイク装置	台	1,050	マイク別
1点吊マイク装置	台	525	マイク別
マイクロフォン(ワイヤレス)	本	2,625	
マイクロフォン(コンデンサ)	本	2,100	
マイクロフォン(ダイナミック)	本	1,260	
マイクスタンド(大型)	台	210	
マイクスタンド(その他)	台	210	
移動型スピーカー(大型)	台	2,100	
移動型スピーカー(中型)	台	1,575	
移動型スピーカー(小型)	台	1,050	
ワイヤレスインカム	台	1,050	
P A 持込料	式	14,700	持込卓がある場合

備考

- ・料金は一利用区分あたりの料金とする。
- ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。
- ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。

イ イベントホール

部門	品名	単位	料金(円)	内 容
樂屋1(個室)		室	2,730	(定員3人)
樂屋2(個室)		室	2,730	(定員3人)
樂屋3(個室)		室	3,150	(定員3人)
応接控室		室	2,730	(定員5人)
主催者控室		室	420	(定員8人)
控室1		室	1,155	(定員12人)
控室2		室	1,575	(定員16人)
樂器	フルコンサートピアノ1(日本製)	台	9,450	カワイEX
樂器	ピアノ(3点セット)	式	840	
舞	金屏風	双	2,835	6曲、750×2700
舞	平台	台	315	1800×900×300
舞	めくり台	台	472	420×420×1500
舞	国旗	枚	735	2250×1500

福岡県公報

平成18年3月29日 水曜日

県旗	枚	735	2250×1500	
譜面台	台	105		
長机	台	157	1800×600×700	
長机(幕板付き)	台	157	1800×600×700	
長机(料理台用)	台	157	1800×900×700	
丸テーブル	台	210	900φ・H700mm	
椅子	脚	52		
効果用スピットライト(1KW)	台	840	エフェクトマシンは含まない	
エフェクトマシン	台	1,050		
Aセット	式	7,350	地図かり	
Bセット	式	10,500	100KWまで	
ミラー・ボール	式	2,835	(600φ)	
アップバー・ホリゾントライト	色	525		
ロアーホリゾントライト(300W)	式	2,100		
ロアーホリゾントライト(130W)	式	735		
ピンスボットライト(2KW)	台	3,570	クセノン	
ピンスボットライト(1KW)	台	2,835	ハロゲン	
スポットライト(1KW未満)	台	315		
スポットライト(1KW)	台	525		
スポットライト(2KW)	台	1,050		
スポットライト(3KW)	台	1,260		
スポットライト(HMI)	台	5,250	エフェクトマシンは含まない	
ムービングライト	台	3,150		
カラーチェンジャー	台	1,050		
照明持込料	式	12,600	持込卓がある場合	
カラーフィルター	枚	315		

特殊電源料(1KWにつき)	KW	472	
持込器具(1KWにつき)	KW	262	
拡声装置	式	5,250	
移動型操作卓	卓	4,200	カセット、CD付
オーブン式テーブレコーダー(2ch)	台	2,100	
カセットテープレコーダー	台	1,470	
DAT	台	2,625	
MDプレーヤー	台	2,100	
CDプレーヤー	台	1,470	
1点吊マイク装置	台	2,100	マイク別
マイクロフォン(ワイヤレス)	本	1,575	音
マイクロフォン(コンデンサ)	本	1,050	
マイクロフォン(ダイナミック)	本	1,050	
マイクスタンド(大型)	台	14,700	
マイクスタンド(その他)	台	6,300	
移動型スピーカー(大型)	台	1,575	響
移動型スピーカー(中型)	台	1,260	
移動型スピーカー(小型)	台	1,050	
ワイヤレスインカム	台	1,050	
PA持込料	式	14,700	持込卓がある場合
録音録画料	式	6,300	
放送中継設備	式	6,300	
中継ミキサー室	式	6,300	
TVトランクBOX	式	10,500	
ラジオトランクBOX	式	6,300	
ビデオプロジェクター	面	8,400	150インチ×2面
1/2 VTR	台	9,450	

福岡県公報

平成18年3月29日 水曜日

15

映像	S-VHS	台	2,100		
	8mmVTR	台	2,100		
	スチールビデオ	台	1,470		
	LDP	台	1,680		
資料提示装置		台	3,150		
ビデオポインター	台	2,100			
スライドレビコンバーター	台	3,675			
16mm映写機	台	5,775	クロソノン、2KW		
スクリーン	式	4,515	9.3m×3.7m、取巻式		
撮影用カメラ	台	13,650			
同時通訳装置	式	15,750	最大6チャンネル、レジーナーなし		
その他	同時通訳者ペース	室	1,050		
	インターネット回線	式	3,150		
備考					
	・料金は一利用区分あたりの料金とする。				
	・平日、土日祝休日は同じ料金とする。				
	・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。				

音響	ピンスポットライト (1KW)	台	2,835	ハロゲン
	スポットライト (1KW)	台	525	
	特殊電源料 (1KW)	KW	472	
	持込器具 (1KW)	KW	262	
拡声装置		式	3,150	
移動型操作卓		式	4,725	カセット、CD付
カセットテープレコーダー		台	1,470	
C Dプレーヤー、C D-MDラジカセ		台	1,470	
DAT		台	2,625	
マイクロフォン (ワイヤレス)		本	1,575	
マイクロフォン (コンデンサ)		本	840	
マイクロフォン (ダイナミック)		本	420	
マイクスタンド (大型)		台	210	
マイクスタンド (その他)		台	210	
移動型スピーカー (大型)		台	1,680	
PA持込料		式	14,700	
録音録画料		式	6,300	
放送中継設備		式	6,300	
中継ミニサー室		式	10,500	
TVトランクBOX		式	6,300	
ラジオトランクBOX		式	6,300	
ビデオプロジェクター		面	7,350	120インチ
1/2VTR		台	9,450	
S-VHS、DVDプレーヤー		台	2,100	
8mmVTR		台	2,100	
スチールビデオ		台	1,470	
LDP		台	1,680	

報 告 団

平成18年3月29日 水曜日

スライドレビコンバーター	台	3,675	
O H P (スクリーン含む)	式	1,575	
撮影用カメラ	台	13,650	
資料提示装置	台	3,150	
ビデオポインター	台	2,100	
パネルスクリーン	式	2,100 5枚	
その他			
同時通訳装置	式	15,750 6チャンネル、レシーバーなし	
同時通訳者ベース	室	1,050	
インターネット回線	式	3,150	

備考

- 料金は一利用区分あたりの料金とする。
- 平日、土日祝休日は同じ料金とする。
- 上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。

(ア) 円形ホール			
部門	品 名	単位	料金(円)
楽器	セミコンサートピアノ	台	4,200 ヤマハC7E
舞台	演台	台	840 700×500×1000
照 明	調光装置	式	2,625
照 明	スポットライト (1 kW未満)	台	315
照 明	ムービングライト	台	2,100 持込卓がある場合
持込器具 (1 kWにつき)	KW	12,600	
持込器具 (1 kWにつき)	KW	472	
拡声装置	式	2,625	
MDプレーヤー	台	2,100	

CDプレーヤー、CD-MDデジカセ	台	1,470	
D A T	台	2,625	
カセットテープレコーダー	台	1,470	
マイクロフォン (ワイヤレス)	本	2,100	
マイクロフォン (コンデンサ)	本	840	
マイクロフォン (ダイナミック)	本	420	
マイクスタンド (床上型)	個	210	
マイクスタンド (ブーム型)	個	210	
移動型スピーカー	台	1,050	
P A 持込料	式	14,700	
録音録画料	式	6,300	
放送中継設備	式	6,300	
中継ミニサー室	式	10,500	
T V トランク B O X	式	6,300	
ラジオトランク B O X	式	6,300	
ビデオプロジェクター	面	8,400 150インチ	
S-VHS、DVDプレーヤー	台	2,100	
L D P	台	1,680	
その他			
インターネット回線	式	3,150	

備考

- 料金は一利用区分あたりの料金とする。
- 平日、土日祝休日は同じ料金とする。
- 上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。

(イ) セミナー室

部門	品 名	単位	料金(円)	内 容
音	コントロール卓	式	2,625	VTR、カセットデッキ

報公団福

平成18年3月29日 水曜日

マイクスタンド (卓上型)	台	262	
マイクスタンド (卓上型)	台	262	
移動型スピーカー	式	2,100	
33型カラーモニター	台	2,100	
OHP (スクリーン含む)	式	1,575	
スライド映写機	台	1,575	

備考

- ・料金は一利用区分あたりの料金とする。
- ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。
- ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。

(v) 交流ギャラリー

部門	品名	単位	料金(円)	内 容
音響	スポットライト (130KW)	台	262	
照明	特殊電源料 (1KWにつき)	KW	472	
持込器具	(1KWにつき)	KW	262	
拡声装置		式	3,150	
移動型操作卓		式	2,100	カセット、CDプレーヤー
レクチュア台		式	2,100	カセット、マイク1
音響	録音卓	台	1,575	カセット、マイク2 (拡声器)
音響	マイクロフォン (マイヤレス)	本	1,575	1,575
音響	マイクロフォン (ダイナミック)	本	420	420
照明	スポットライト (85KW)	台	210	
照明	特殊電源料 (1KWにつき)	KW	472	
持込器具	(1KWにつき)	KW	262	
音響	コントロール卓	式	210	カセットデッキ、CDプレーヤー
その他	可動パネル	枚	210	1200×2400
その他	展示台	台	210	750×600×700
備考	展示ステージ	台	210	750×600×185

- ・料金は一利用区分あたりの料金とする。
- ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。
- ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。

オ 会議室

部門	品名	単位	料金(円)	内 容
音響	S-VHS、DVDプレーヤー	台	2,100	ワールドビデオ、9mmビデオ、カセットデッキ、HDTV (36型)
映像	8mmVTR	台	2,100	
映像	スチールビデオ	台	1,470	
映像	LDP	台	1,680	
音響	OHP (スクリーン含む)	台	1,575	1,575
音響	スライドテレビコンバータ	台	3,675	
音響	テレビ会議装置	式	7,350	通話料は実費

報 告 会 報

平成18年3月29日 水曜日

パネルスクリーン	式	2,100		
インターネット回線	式	3,150		
備考				
・料金は一利用区分あたりの料金とする。				
器具				
フルコンサートピアノ（日本製）	台	7,350	カワイGS100、練習室1	
フルコンサートピアノ（日本製）	台	4,200	カワイCA70N、練習室2	
樂士椅子	脚	105	ピアノ用、コントラバス用	
譜面台	台	105		
C Dプレーヤー、C D-MDラジカセ	台	5,040	練習室3	
D A T	台	2,625		
カセットデッキ	台	1,470		
オーブンデッキ	台	4,200	練習室3	
移動型操作卓	台	4,200	カセットデッキ、C D, DA	
録音調整卓	式	21,000	練習室3	
マイクロフォン（コンデンサー）	本	840	練習室3	
マイクスタンド（大型）	本	315		
移動型スピーカー	台	2,100		
力 練習室				
部門	品 名	単位	料金(円)	内 容
樂器				
器具				
樂士椅子				
譜面台				
C Dプレーヤー、C D-MDラジカセ				
D A T				
カセットデッキ				
オーブンデッキ				
移動型操作卓				
録音調整卓				
マイクロフォン（コンデンサー）				
マイクスタンド（大型）				
移動型スピーカー				

- ・料金は一利用区分あたりの料金とする。
- ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。
- ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。

福岡県告示第647号
 福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき
 、大濠公園能楽堂の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示
 する。
 平成18年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

区 分	単位・金額					
	午前9時 から正午 まで	午前1時 から午後 5時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午後1時 から午後 9時まで	午後6時 から午後 10時まで
舞台	平日	10,860円	14,520円	25,380円	13,080円	27,600円
	土・日・休日	13,520円	18,180円	31,700円	16,180円	34,360円
入場料を徴収しない場所	平日	25,050円	33,480円	58,530円	30,040円	63,520円
	土・日・休日	31,370円	41,800円	73,170円	37,690円	79,490円
見所	平日	30,250円	38,650円	71,460円	40,050円	89,420円
料金	土・日・休日	40,250円	48,800円	81,330円	45,700円	91,500円
料金	平日	46,700円	55,200円	97,540円	50,210円	105,970円
料金	土・日・休日	56,700円	65,100円	107,040円	55,970円	116,940円
料金	全館	52,200円	69,730円	121,930円	62,620円	132,350円
料金	平日	21,730円	29,050円	50,780円	26,050円	34,730円
料金	土・日・休日	27,160円	36,250円	63,410円	32,590円	68,840円
料金	平日	50,220円	66,860円	117,080円	60,310円	127,170円
料金	見所	62,750円	83,600円	146,350円	75,280円	158,880円
料金	土・日・休日	100,370円	178,740円			

備考

- ・料金は一利用区分あたりの料金とする。
- ・平日、土日祝休日は同じ料金とする。
- ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。

報公団

する場合	平日	11,640円	15,630円	27,270円	13,970円	29,600円	18,620円	33,300円
業屋	土・日・休日	14,630円	19,510円	34,140円	17,510円	37,020円	23,340円	41,640円
全館	平日	83,590円	111,540円	195,130円	100,330円	211,870円	133,770円	238,350円
	土・日・休日	104,540円	139,360円	243,900円	125,380円	264,740円	167,170円	297,830円

備考

1 この表において「土・日・休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「平日」とは、これら以外の日をいう。

2 この表において「入場料を徴収する場合」とは、使用者が利用の際、第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合をいう。

福岡県告示第648号

福岡県立飯塚研究開発センター条例（平成4年福岡県条例第49号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立飯塚研究開発センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称
福岡県立飯塚研究開発センター
- 2 位置
飯塚市川津680番地の41
- 3 利用料金の承認年月日
平成18年3月13日
- 4 利用料金
 - (1) 研修会議室等

区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 5時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 5時まで	午前9時 から午後 5時まで	超過1時 間ごと
----	--------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-------------

多目的ホール	9,630円	12,840円	9,630円	22,470円	22,470円	32,100円	3,210円
大研修室	6,420円	8,560円	6,420円	14,980円	14,980円	21,400円	2,140円
研修会議室	1時間につき						1,070円

備考 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

品目	名	単位	金額
走査型電子顕微鏡	1台（1時間）		1,470円
ビデオプロジェクターシステム	1式（1時間）		1,050円
オーバーヘッドプロジェクター	1台（1時間）		400円

(2) 研修宿泊室等

種別	単位	金額
研修宿泊室	1泊	4,800円
団体の場合	5泊以上連泊の場合 全期間 1泊	4,300円
入居企業の場合	1泊	4,300円
入居企業の場合	1泊	12,800円
団体の場合	5泊以上連泊の場合 全期間 1泊	11,500円
入居企業の場合	1泊	11,500円
入居企業の場合	1泊	9,600円
団体の場合	5泊以上連泊の場合 全期間 1泊	8,600円
入居企業の場合	1泊	8,600円
1泊	1人使用	8,600円
団体の場合	5泊以上連泊の場合 全期間 1泊	7,700円
入居企業の場合	1泊	7,700円

福岡県

備考

1 金額は、いずれも1室あたりの金額とする。

2 「団体」とは、研修宿泊室のみを同時に11人以上で利用する場合又は研修宿泊室と客用宿泊室を併せて同時に11人以上で利用する場合をいう。

(3) 研究開発室等

種別	単位	金額
研究開発室	1室が50平方メートル以下の場合 1平方メートルにつき1月	2,140円
	1室が50平方メートルを超える場合 1平方メートルにつき1月	1,800円
試作室	1室が50平方メートル以下の場合 1平方メートルにつき1月	2,140円
	1室が50平方メートルを超える場合 1平方メートルにつき1月	1,800円

福岡県告示第649号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営西公園及び大濠公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

備考 イ及びロの表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区分	単位	金額
座敷	2,590円	3,290円
西の間	2,360円	2,930円

区分	単位	金額
次の間	1,410円	1,870円
立札席	2,580円	3,380円
茶室(全室)	8,760円	10,560円

区分	単位	金額
茶室(八畳)	5,640円	6,720円

イ 西公園の集会所

区分	単位・金額
午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで
2,090円	3,130円

ロ 大濠公園の集会所

区分	単位・金額
午前9時から正午まで	正午から午後5時まで
2,590円	3,290円
西の間	2,360円
次の間	1,410円
立札席	2,580円
茶室(全室)	8,760円
茶室(八畳)	5,640円

(2) 駐車場

都市公園名	単位	金額
大濠公園	2時間以内	210円
	2時間を超えるとき30分ごとに	160円

(3) 都市公園の一部

- 利用料金
- 集会所

平成18年3月29日 水曜日

報 告 会 証

平成18年3月29日 水曜日

福岡県告示第650号

都 市 公 園 名	有 料 部 分	種 別	単 位	金 額	
				個 人	團 體
大濠公園	日本庭園	入園料	1人・ 1回	240円	120円 190円 95円

備考

1 この表において「一般」とは15歳以上の者を、「児童」とは15歳未満の者をいう。

2 この表において「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。

3 次の者の入園料は、無料とする。

- (1) 6歳未満の者
- (2) 65歳以上の者
- (3) 障害者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 障害者

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 介護者

(イ) 療育手帳の交付を受けている者
(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営名島運動公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。
平成18年3月29日
福岡県知事 麻生 渡

1 名称

福岡県営名島運動公園

2 位置

福岡市東区名島2丁目

3 利用料金の承認年月日

平成18年3月20日

4 利用料金

(1) 野球場

単 位	都 市 公 園 名	金 額
2時間以内	名島運動公園	950円

備考

1 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。

2 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
野球場の照明	名島運動公園	30分以内 3,410円

(2) 庭球場

単 位	金 額

報公団

庭球場	1面2時間以内	650円
-----	---------	------

備考 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区分	単位	金額
庭球場の照明	30分以内	510円
コインロッカー	1回	50円

(3) 研修室

単位	都市公園名	金額
1時間	名島運動公園	350円

福岡県告示第651号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営天神中央公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

福岡県営天神中央公園

2 位置

福岡市中央区天神1丁目、西中洲

3 利用料金の承認年月日

平成18年3月20日

4 利用料金

旧福岡県公会堂貴賓館

福岡県告示第652号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営春日公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公

入館料	1人・1回	一般	児童	一般	児童
		240円	120円	190円	95円

備考

1 この表において「一般」とは15歳以上の者を、「児童」とは15歳未満の者をいう。

2 この表において「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の団体をいう。

3 次の者の入館料は、無料とする。

- (1) 6歳未満の者
- (2) 65歳以上の者

(3) 障害者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 障害者

- (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (イ) 療育手帳の交付を受けている者
- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 介護者

- 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

種別	単位	金額
	個人	团体

示する。

平成18年3月29日

第15号

福岡県知事
麻生渡

1 名称	福岡県営春日公園
2 位置	春日市原町3丁目

利用料金の承認年月日

平成18年3月20日

利用料金

(1) 野球場		
単位	都市公園名	金額
2時間以内	春日公園	3,660円

備考

1 競技者のすべてが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。

3 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区分	単位	金額
野球場の照明	全点灯	10,900円
	60パーセント点灯	7,740円
	40パーセント点灯	5,300円
スコアボード	1回	1,320円
放送設備	1回	2,420円

(2) 庭球場

区分	単位	金額
庭球場	1面2時間以内	650円
練習場	一般	1回1時間以内
	学生	1回1時間以内

備考

1 この表において「学生」とは、学校教育法第1条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいう。

2 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区分	単位	金額
庭球場の照明	30分以内	510円
コインロッカー	1回	50円

(3) 球技場

区分	単位	金額
4時間以内		9,490円
4時間を超えるとき1時間ごとに		2,370円

備考

1 競技者のすべてが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。

3 球技場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区分	単位	金額
野球場の照明	春日公園	10,900円
	40パーセント点灯	5,300円

区 分	単 位	金 銭
全点灯		76,450円
50パーセント点灯		20,080円
35パーセント点灯		14,160円
17パーセント点灯		7,540円
スコアボード	1回	1320円
放送設備	1回	2,420円
温水シャワー	1人	120円

(4) 研修室

単 位	都 市 公 園 名	金 銭
1時間	春日公園	350円

2 時間以内	中 央 公 園	470円
備考 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000の103を乗じて得た額とを合算した額とする。		

福岡県告示第654号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑豊緑地の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

報 公 団

福岡県告示第653号
福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営中央公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称	福岡県営筑豊緑地	
2 位置	飯塚市仁保、鹿毛馬	
3 利用料金の承認年月日	平成18年3月20日	
4 利用料金		
(1) 野球場		
単 位	都 市 公 園 名	金 銭
2時間以内	筑豊緑地	2,600円

備考

- 競技者のすべてが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴

単 位	都 市 公 園 名	金 銭

- 利用料金
- 野球場

平成18年3月20日

- 利用料金
- 野球場

平成18年3月29日

報公園

収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。

3 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 銭
野球場の照明	筑豊緑地	30分以内 4,600円
スコアボード		1回 1,320円
放送設備		1回 2,420円

(2) 庭球場

区 分	金 銭
庭球場	1面 2時間以内 650円
練習場	一 般 1回 1時間以内 140円
	学 生 1回 1時間以内 80円

備考

1 この表において「学生」とは、学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 銭	都市公園名						金 銭
			多目的広場の照 明	筑豊緑地 (球技 場)	全点灯 半点灯	30分以内	2,000円	1,000円	
(4) 研修室	1時間	350円		筑豊緑地		30分以内			

(5) プール等

イ 占用使用の場合

単位・金額

区 分	単 位	金 銭
庭球場の照明	30分以内	510円
温水シャワー	1人	120円
コインロッカー	1回	50円

(3) 多目的広場

都市公園名	単 位	金 銭
筑豊緑地	球技場 全面 半面	2時間以内 3,000円 1,500円

備考

1 競技者のすべてが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	期間 (屋内プール)	19,950円	26,600円	23,940円	46,550円	50,540円	70,490円	ソフトボール場	
								午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで
プール	夏季 (屋外プール)	22,800円	30,400円						

報公団福

平成18年3月29日 水曜日

区分	単位	金額
夏季期間 (屋内プール)	2時間	350円
・屋外プール	2時間を超えるとき30分ごとに	200円
ブル	児童(屋内プールのみ)	150円
温水期間 (屋内プール)	一般	90円
	生徒	50円
	児童(屋内プールのみ)	40円
温水	一般	500円
期間 (屋内プール)	生徒	300円
	児童	200円
	一般	130円
トーニング	2時間を超えるとき30分ごとに	80円
トレーイン	一般	50円
グ室	小学生・生徒	350円
	一般	180円
	小学生・生徒	90円

備考

- 1 この表において「占用使用」とは講習会、競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 2 この表において「夏季期間」とは7月1日から9月30日までを、「温水期間

」とは10月1日から翌年の6月30日までをいう。

3 この表において「児童」とは幼稚及び小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。以下同じ。)の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校(中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者を、「小学生」とは小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。

4 土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日における占用使用の場合の額は、当該使用区分の額の2割増の額とする。

5 占用使用の場合、競技者のすべてが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずるものである場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。

6 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。

7 プールの占用使用の場合、1コース単位で使用できるものとし、この場合の額は、屋内プールは当該使用区分の額の7分の1とし、屋外プールは当該使用区分の額の8分の1とする。

8 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の10回分に相当する額とする。

9 次の者は、無料とする。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 障害者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 障害者

- (ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障

害者手帳の交付を受けている者

報公団體

27

- (イ) 療育手帳の交付を受けている者
 (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
 第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

10 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区分	単位	金額
放送設備	1回	2,420円
コインロッカー	1回	50円
自動計時装置	1回	3,270円
移動式電光掲示板	1回	6,540円

福岡県告示第655号
 福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑後広域公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 名称
福岡県営筑後広域公園
- 位置
筑後市大字津島、山門郡瀬高町大字本郷
- 利用料金の承認年月日

平成18年3月20日
 4 利用料金
 (1) 庭球場

区分	単位	金額
庭球場	1面2時間以内	650円
庭球場の照明	30分以内	510円

備考 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

都市公園名	単位	金額
筑後広域公園	多目的運動場	全面 2時間以内 3,000円 半面 1,500円
	多目的広場	全面 2時間以内 600円 半面 300円

備考

1 競技者のすべてが学校教育法第1条（昭和22年法律第26号）に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区分	単位	金額
多目的広場の照明	筑後広域公園（多目的運動場） 全点灯 内野点灯 外野点灯	30分以内 2,300円 1,200円 1,400円

福岡県告示第656号

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第68条第2項及び第3項の規定に基づく

づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のよう¹に公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 利用料金等の承認年月日

平成18年3月29日

2 名称、位置及び利用料金等

		駐車料等	
名 称	位 置	利 用 料 金 (月額)	保 証 金
福岡県営大里住宅	北九州市門司区	4,300円	12,900円
福岡県営高坊住宅	北九州市小倉北区	4,500円	13,500円
福岡県営吉田住宅	北九州市小倉北区	4,500円	13,500円
福岡県営延命寺住宅	北九州市小倉北区	4,000円	12,000円
福岡県営吉田光住宅	北九州市小倉南区	3,000円	9,000円
福岡県営折尾光住宅	北九州市八幡東区	4,000円	12,000円
福岡県営南八代住宅	北九州市八幡西区	4,500円	13,500円
福岡県営大原住宅	北九州市八幡西区	3,000円	9,000円
福岡県営折尾東住宅	北九州市八幡西区	4,000円	12,000円
福岡県営浅川住宅	北九州市八幡西区	4,000円	12,000円
福岡県営本城西住宅	北九州市八幡西区	4,000円	12,000円
福岡県営高須住宅	北九州市若松区	3,000円	9,000円
福岡県営老司住宅	福岡市南区	4,300円	12,900円
福岡県営東領住宅	福岡市博多区	屋根有り 9,500円 屋根無し 6,500円	屋根有り 9,500円 屋根無し 6,500円
		屋根有り 9,500円 屋根無し 6,500円	屋根有り 28,500円 屋根無し 19,500円
		屋根有り 28,500円 屋根無し 19,500円	屋根有り 28,500円 屋根無し 19,500円
		久留米市	3,500円
		久留米市	10,500円
		3,000円	9,000円

平成18年3月29日 水曜日

福岡県営南町住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県営花園住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県営津福住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県営高良内住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県営与田住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県営梅林住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県営宮の陣住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県営大善寺住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県営小森野住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県営田主丸住宅	久留米市	2,500円	7,500円
福岡県営城島住宅	直方市	3,000円	9,000円
福岡県営鰐田住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県営花瀬住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県営立住宅	飯塚市	2,500円	7,500円
福岡県営有安住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県営有安第二住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県営田川中央住宅	田川市	2,500円	7,500円
福岡県営佃住宅	柳川市	3,000円	9,000円
福岡県営蒲池住宅	柳川市	3,000円	9,000円
福岡県営矢留住宅	柳川市	3,000円	9,000円
福岡県営南馬場住宅	八女市	2,500円	7,500円
福岡県営宅間田住宅	八女市	2,500円	7,500円
福岡県営花宗橋住宅	八女市	2,500円	7,500円
福岡県営久富住宅	筑後市	2,500円	7,500円
福岡県営長浜住宅	筑後市	2,500円	7,500円
福岡県営赤坂住宅	筑後市	2,500円	7,500円
福岡県営高錢野住宅	筑後市	2,500円	7,500円
福岡県営三毛門住宅	豊前市	3,500円	10,500円
福岡県営松ヶ岡住宅	中間市	3,000円	9,000円
福岡県営池田住宅	中間市	3,000円	9,000円
福岡県営中鶴住宅	中間市	3,000円	9,000円
福岡県営大根土住宅	中間市	3,000円	9,000円
福岡県営二日市住宅	筑紫野市	3,500円	10,500円
福岡県営竹ノ本住宅	春日市	3,000円	9,000円
福岡県営月の浦住宅	大野城市	3,000円	9,000円
福岡県営東郷住宅	宗像市	3,000円	9,000円
福岡県営前原住宅	前原市	3,000円	9,000円
福岡県営東原住宅	前原市	3,000円	9,000円
福岡県営東浜山住宅	古賀市	3,000円	9,000円
福岡県営さや住宅	古賀市	3,000円	9,000円
福岡県営東福間住宅	福津市	3,000円	9,000円
福岡県営うきは住宅	うきは市	2,500円	7,500円
福岡県営蓮町住宅	うきは市	2,500円	7,500円
福岡県営宮田住宅	宮若市	2,500円	7,500円
福岡県営うきは住宅	うきは市	2,500円	7,500円
福岡県営又原住宅	朝倉市	屋根有り 3,500円 屋根無し 2,500円	屋根有り 10,500円 屋根無し 7,500円
福岡県営比良松住宅	朝倉市	2,500円	7,500円
福岡県営鳴生住宅	嘉麻市	3,000円	9,000円
福岡県営漆生住宅	嘉麻市	3,000円	9,000円
福岡県営北斗台住宅	嘉麻市	3,000円	9,000円
福岡県営飛嶽住宅	糟屋郡宇美町	3,000円	9,000円
福岡県志免松ヶ岡住宅	糟屋郡志免町	3,000円	9,000円

報公団

平成18年3月29日

福岡県営川子住宅	糟屋郡須恵町	3,000円	9,000円
福岡県営芦屋住宅	遠賀郡芦屋町	3,000円	9,000円
福岡県営大君住宅	遠賀郡芦屋町	3,000円	9,000円
福岡県営頃末住宅	遠賀郡水巻町	3,500円	10,500円
福岡県営古賀住宅	遠賀郡水巻町	3,000円	9,000円
福岡県営おかの台住宅	遠賀郡水巻町	3,000円	9,000円
福岡県営三吉住宅	遠賀郡岡垣町	3,000円	9,000円
福岡県営遠賀住宅	遠賀郡遠賀町	3,000円	9,000円
福岡県営泉ヶ丘住宅	嘉穂郡桂川町	3,000円	9,000円
福岡県営菊池住宅	三井郡大刀洗町	2,500円	7,500円
福岡県営大木住宅	三潴郡大木町	3,000円	9,000円
福岡県営ゆいのもり住宅	八女郡矢部村	1,500円	4,500円
福岡県営下小川住宅	山門郡瀬高町	2,500円	7,500円
福岡県営渡瀬住宅	三池郡高田町	3,000円	9,000円
福岡県営峰地住宅	田川郡添田町	2,500円	7,500円
福岡県営東洋住宅	田川郡川崎町	2,500円	7,500円
福岡県営田原住宅	田川郡川崎町	2,500円	7,500円
福岡県営赤池住宅	田川郡福智町	2,500円	7,500円
福岡県営板屋住宅	田川郡福智町	2,500円	7,500円
福岡県営方城住宅	田川郡福智町	2,500円	7,500円
福岡県営尾倉住宅	京都郡苅田町	3,500円	10,500円
福岡県営向山住宅	京都郡苅田町	3,500円	10,500円
福岡県営小長田住宅	京都郡みやこ町	2,500円	7,500円
福岡県営のぞみヶ丘住宅	京都郡みやこ町	3,000円	9,000円
福岡県営徳永住宅	京都郡みやこ町	3,000円	9,000円

、福岡県青少年科学館の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称
福岡県青少年科学館
- 2 位置
久留米市東橋原町1713番地
- 3 利用料金の承認年月日
平成18年3月10日

4 利用料金

区 分	単 位	利 用 料 金			
		個 人	団 体	個 人	団 体
一般	1人1回につき	600円	400円	400円	300円
児童・生徒等	1人1回につき	300円	200円	200円	150円

備考

- 1 「児童・生徒等」とは、4歳以上の幼児、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 2 「一般」とは、児童・生徒等及び4歳未満の幼児以外の者をいう。
- 3 「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。
- 4 4歳未満の幼児は、無料とする。

報 公 告

第①告示第415号

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県立スポーツ科学情報センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

麻 生 渡

福岡県知事

- 1 名称
福岡県立スポーツ科学情報センター
- 2 位置
福岡市博多区東平尾公園2丁目1番4号
- 3 利用料金の承認年月日
平成18年3月29日
- 4 利用料金

(1) 個人使用の場合

種類	単位	区分	料金(1人)
アリーナ	2時間	一般	300円
トレンジング室	2時間	児童生徒	150円
クライミングウォール	2時間	一般	300円
ボルダリングウォール	2時間	児童生徒	150円

9時から12時まで	8,250円	24,770円	107,340円
13時から17時まで	11,000円	33,020円	143,120円
18時から21時まで	10,390円	31,190円	135,170円
9時から17時まで	19,260円	57,800円	250,470円
13時から21時まで	21,400円	64,220円	278,300円
9時から21時まで	29,660円	88,990円	385,640円
9時から12時まで	3,970円	11,920円	51,680円
13時から17時まで	5,300円	15,900円	68,910円
18時から21時まで	4,990円	14,980円	64,930円
9時から17時まで	9,270円	27,830円	120,590円
13時から21時まで	10,290円	30,880円	133,840円
9時から21時まで	14,270円	42,810円	185,530円
9時から12時まで	3,660円	11,000円	47,700円
13時から17時まで	4,890円	14,670円	63,610円
18時から21時まで	4,580円	13,760円	59,630円
9時から17時まで	8,560円	25,680円	111,320円

(2) 占用使用の場合

種類	時間	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合
マイアリーナ	多目的アリーナ	18時から21時まで	9時から17時まで	13時から17時まで

9時から12時まで	8,250円	24,770円	107,340円
13時から17時まで	11,000円	33,020円	143,120円
18時から21時まで	10,390円	31,190円	135,170円
9時から17時まで	19,260円	57,800円	250,470円
13時から21時まで	21,400円	64,220円	278,300円
9時から21時まで	29,660円	88,990円	385,640円
9時から12時まで	3,970円	11,920円	51,680円
13時から17時まで	5,300円	15,900円	68,910円
18時から21時まで	4,990円	14,980円	64,930円
9時から17時まで	9,270円	27,830円	120,590円
13時から21時まで	10,290円	30,880円	133,840円
9時から21時まで	14,270円	42,810円	185,530円
9時から12時まで	3,660円	11,000円	47,700円
13時から17時まで	4,890円	14,670円	63,610円
18時から21時まで	4,580円	13,760円	59,630円
9時から17時まで	8,560円	25,680円	111,320円

平成18年3月29日 水曜日

報 告 団

13時から21時まで	9,480円	28,440円	123,240円		児童生徒	1,520円
9時から21時まで	13,150円	39,450円	170,950円		一般	1,320円
9時から12時まで	2,700円	8,10円	35,100円		児童生徒	660円
13時から17時まで	3,600円	10,800円	46,800円			
18時から21時まで	3,400円	10,200円	44,200円			
9時から17時まで	6,300円	18,900円	81,900円			
13時から21時まで	7,000円	21,000円	91,000円			
9時から21時まで	9,700円	29,100円	126,100円			
9時から12時まで	1,500円	4,500円	19,500円			
13時から17時まで	2,000円	6,000円	26,000円			
18時から21時まで	1,900円	5,700円	24,700円			
9時から17時まで	3,500円	10,500円	45,500円			
13時から21時まで	3,900円	11,700円	50,700円			
9時から21時まで	5,400円	16,200円	70,200円			

(4) 附属施設	施設名	料金
会議室	1時間につき	450円
第1研修室	1時間につき	450円
第2研修室	1時間につき	350円
第3研修室	1時間につき	860円
第4研修室	1時間につき	960円
和室	1時間につき	660円
視聴覚室	1時間につき	910円

備考

- 1 「占用使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 2 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

種別	単位	利用料金	備考
得点表示盤	一式1回(1日)	2,440円	移動式
放送設備	一式1回(1日)	3,050円	

1平方メートル1回(1日)	3,050円	スポーツ大会の場合は、長期練習用の場合を除く。)	広告掲出を含む。
1平方メートル1回(1日)	6,110円	スポーツ大会以外の場合は、長期練習用の場合を除く。	1平方メートル未満の端数は、切り上げる。

(3) 宿泊室

種類	単位	区分	料金(1人)
宿泊室(洋室)	1	泊	一般 3,050円

掲示板支持装置B	1 平方メートル1回 (1日)	1,010円	長期継続使用の場合
バレーボール用フロアコート	一式1回 (1日)	65,340円	
テニス用フロアコート	一式1回 (1日)	39,040円	
バドミントン用フロアコート	一式1回 (1日)	15,590円	
いす	1脚1回 (1日)	120円	観客用折りたたみ椅子
フロアシート	1枚1回 (1日)	790円	
コインロッカー	1回	50円	

(備考) この表において「長期継続使用」とは、1か月以上の使用をいう。

3 占用使用的場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときの額は、当該使用区分の額に、次に掲げる額を加算した額とする。

区分	利用料金
電気	実費相当額
冷暖房	実費相当額

4 占用使用的場合、本部室及び放送室並びに放送設備を使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。

5 占用使用的場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用する場合の額は、当該使用区分の額の2割増とする。

6 使用時間を超過したときの額は、個人使用の場合、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額とし、占用使用的場合、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。

7 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された30人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の2割引とする。

8 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。

9 「児童生徒」とは、小学校の児童及び中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒(これらに準ずる者を含む。)をいい、「一般」とは児童生徒以外の者をいう。

10 メインアリーナ及び多目的アリーナは、2分の1又は4分の1の面積で、サブアリーナ及び和室は、2分の1の面積で使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ2分の1、4分の1とする。

福岡県告示第659号

福岡県立体育・スポーツ施設条例(昭和63年福岡県条例第21号)第9条第2項の規定に基づき、福岡県立総合プールの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称	福岡県立総合プール																	
2 位置	福岡市博多区東平尾公園2丁目1番3号																	
3 利用料金の承認年月日	平成18年3月29日																	
4 利用料金	(1) 個人使用の場合																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>期間</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>料金(1人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プール</td><td rowspan="3">7月1日から9月30日まで</td><td rowspan="3">1回</td><td>一般</td><td>540円</td></tr> <tr> <td>生徒</td><td>320円</td></tr> <tr> <td colspan="3"></td><td>児童</td><td>210円</td></tr> </tbody> </table>		種類	期間	単位	区分	料金(1人)	プール	7月1日から9月30日まで	1回	一般	540円	生徒	320円				児童	210円
種類	期間	単位	区分	料金(1人)														
プール	7月1日から9月30日まで	1回	一般	540円														
			生徒	320円														
			児童	210円														

福岡県公報

平成18年3月29日 水曜日

10月15日から翌年 6月30日まで(25 ヶ月)の み)	一般	760円
	生徒	430円
	児童	320円

(2) 占用使用の場合

種類	期間	時間	50メートルプール・スケートリンク		25メートルプール		飛込プール	
			アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合
		9時から13時まで	47,990円	143,980円	287,960円	32,720円	98,160円	
		13時から17時まで	47,990円	143,980円	287,960円	32,720円	98,160円	
	5月20日から9月30日まで	17時から21時まで	59,990円	179,970円	359,950円	40,350円	121,070円	1時間につき5,450円
プ	(25メートルプールにおけるアーチでは、7月1日から9月30日まで)	9時から17時まで	95,980円	287,960円	575,930円	65,440円	196,330円	1時間につき16,360円
		13時から21時まで	107,980円	323,960円	647,920円	73,080円	219,240円	1時間につき32,720円
		9時から21時まで	155,980円	467,940円	935,880円	105,800円	317,410円	
		9時から13時まで			49,080円	147,250円		
		13時から17時まで			49,080円	147,250円		
		17時から21時まで			61,080円	183,250円		
	10月15日から翌年6月30日まで	9時から17時まで			98,160円	294,500円		
ル		13時から21時まで			110,160円	330,500円		

スケート	11月1日から翌年4月10日まで	9時から21時まで 13時から13時まで 13時から17時まで 17時から21時まで 9時から17時まで 13時から21時まで 9時から21時まで	63,260円 79,620円 126,530円 142,890円 206,150円	159,250円 189,790円 189,790円 238,880円 379,590円 428,670円 618,470円	477,760円 379,590円 379,590円 477,760円 759,180円 857,350円 1,236,940円
------	------------------	---	--	--	--

(3) 附属施設

施設名	料金
会議室	1時間につき 540円

備考

- 1 「占用使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 2 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

種別	単位	利用料金	備考
電光掲示板	一式1回(1日)	13,080円	固定式
電光掲示板	一式1回(1日)	6,540円	移動式
自動計時装置	一式1回(1日)	3,270円	タッチボード等
水球用35秒計	一式1回(1日)	3,270円	
放送設備	一式1回(1日)	3,270円	
水泳競技用具	一式1回(1日)	3,270円	競技種別

ペースタイマー	一式1回(1日)	3,270円	水球用
審判台	1組1回(1日)	1,090円	スボーツ大会の場合(長期継続使用の場合を除く。)

揭示板支持装置A

ペースタイマー	一式1回(1日)	3,270円	水球用
審判台	1組1回(1日)	1,090円	スボーツ大会の場合(長期継続使用の場合を除く。)
揭示板支持装置A	1平方メートル1回(1日)	3,270円	スポーツ大会の場合(長期継続使用の場合を除く。)
揭示板支持装置B	1平方メートル1回(1日)	1,090円	スポーツ大会の場合(長期継続使用の場合を除く。)
アイスホッケーゴールポスト	一式1回(1日)	3,270円	1平方メートル未満の端数は、切り上げる。

平成18年3月29日

コインロッcker	1回	50円	
-----------	----	-----	--

(備考) この表において「長期継続使用」とは、1か月以上の使用をいう。

3 占用使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときの額は、当該使用区分の額に、次に掲げる額を加算した額とする。

区分	利用料金		
電気	実費相当額		
冷暖房	実費相当額		

4 占用使用の場合、競技員室、選手招集室及び放送室並びに放送設備及びコードロープを使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。

5 占用使用の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に開する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用する場合の額は、当該使用区分の額の2割増とする。

6 占用使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。

7 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された30人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の2割引とする。

8 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。

9 「児童」とは幼稚及び小学校の児童を、「生徒」とは中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒(これらに準ずる者を含む。)をいい、「一般」とは児童及び生徒以外の者をいう。

10 保護者が同伴する児童については、保護者1人につき、当該児童1人を無料とする。ただし、団体で使用する場合を除く。

区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
馬場馬術競技場	7,090円	7,090円	14,180円
障害馬術競技場	14,180円	14,180円	28,360円
覆い馬場	11,450円	11,450円	22,900円
(3) 脊含	1房につき1日	1,090円	
(4) 附属施設			
区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
会議室	1,090円	1,300円	2,390円
研修室	2,180円	2,720円	4,900円

ようにより公示する。
平成18年3月29日

福岡県知事 麻生渡

1 名称
福岡県馬術競技場

2 位置
古賀市篠内564番地

3 利用料金の承認年月日
平成18年3月29日

4 利用料金

(1) 個人使用の場合

区分	2時間以内	超過1時間ごと
児童生徒	870円	430円
一般	1,300円	650円

(2) 占用使用の場合

福岡県告示第660号
福岡県立体育・スポーツ施設条例(昭和63年福岡県条例第21号)第9条第2項の規定に基づき、福岡県馬術競技場の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次の

報公団

平成18年3月29日

- 1 「児童生徒」とは、小学校の児童及び中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒（これらに準ずる者を含む。）をいい、「一般」とは、児童生徒以外の者をいう。

- 2 「占用使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。

- 3 占用使用の場合、審判棟並びに放送設備及び障害物を使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。

- 4 占用使用及び附屬施設使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。

福岡県告示第661号

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県立総合射撃場の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県立総合射撃場

1 名称	福岡県立総合射撃場
2 位置	筑紫野市大字袖須原223-25
3 利用料金の承認年月日	平成18年3月29日
4 利用料金	(1) 個人使用の場合

(2) 占用使用の場合

種類	単位	区分	料金(1人)
ライフル	1日	中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒及び高等専門学校の学生	230円
エアライフル			

ライフル	1日	大学生	420円
		その他の者	620円
		中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒及び高等専門学校の学生	190円
		大学生	380円
		その他の者	580円

報公団體

平成18年3月29日 水曜日

射撃場 スモールボアライフル	9時から12時まで 12時から17時まで 9時から17時まで	300円に利用人頭を乗じた額及び9,800円の合計額 300円に利用人頭を乗じた額及び16,300円の合計額 300円に利用人頭を乗じた額及び26,100円の合計額
散弾銃射撃場 スキート射撃場 トランプ射撃場	1日	1,850円に利用人頭を乗じた額及び17,900円の合計額
大口径ライフル銃	9時から12時まで 12時から17時まで	930円に利用人頭を乗じた額及び22,900円の合計額 930円に利用人頭を乗じた額及び36,800円の合計額
射撃場 散弾銃(スマッグ弾)	9時から17時まで 9時から12時まで 12時から17時まで 9時から17時まで	930円に利用人頭を乗じた額及び55,900円の合計額 930円に利用人頭を乗じた額及び29,200円の合計額 930円に利用人頭を乗じた額及び45,800円の合計額 930円に利用人頭を乗じた額及び69,900円の合計額

項の規定により次のように公示する。

平成18年3月29日

福岡県知事 麻生渡

射撃場
スモールボアライフル1 名称
福岡県立久留米スポーツセンター
位置
久留米市東櫛原町狩町173番地2 利用料金の承認年月日
平成18年3月29日3 利用料金
(1) 陸上競技場

区分		4時間以内	4時間を超えて	超過1時間ごと
競用	入場料を徴収しない場合	児童生徒	3,200円	6,290円
競用	一般	7,950円	15,790円	1,980円
競用	入場料を徴収する場合	31,580円	63,170円	6,290円
競用	児童生徒	40円 (1枚)	回数券	400円 500円
競用	一般	50円		

備考

- 料金が日を単位として定められている場合において、使用時間が1日に満たないときは、1日とする。
- 占用使用とは、ライフル射撃場のエアライフル、スモールボアライフル若しくは大口径射撃場の施設を独占して使用する場合又はスキート射撃場若しくはトランプ射撃場の1面を独占して使用する場合をいう。

福岡県告示第662号

福岡県立久留米スポーツセンター条例(昭和49年福岡県条例第20号)第6条第2項の規定に基づき、福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金を承認したので、同条第4

(2) 補助競技場

報 告 会

区 分		4時間以内	4時間を超えて 8時間以内	超過1時間ごと	
競技場	占用 使用	児童 生徒	830円	1,540円	200円
	個人 使用	児童 生徒	3,200円	6,290円	790円
(3) 体育館					無料
区 分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで
競技場	アマチュアスポーツのため入場料を徴収する場合	平 日	3,560円	4,740円	5,930円
	・休日	4,740円	5,930円	7,120円	10,680円
競技場	その他の場合	平 日	17,810円	23,750円	29,680円
	・休日	21,370円	28,500円	35,620円	49,870円
競技場	アマチュアスポーツのため入場料を利用する場合	平 日	10,680円	14,240円	17,810円
	・休日	14,240円	17,810円	21,370円	28,500円
(4) テニスコート					
区 分		金額		470円	
競技場	占用 使用面	児童生徒	2時間以内	100円	1,000円
	1	一般	2時間以内	180円	(1枚) 1,800円

備考

- 1 「占用使用」とは競技大会、講習会その他催物等において、施設を独占的に使用する場合、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 2 「児童生徒」とは小学校児童及び中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童生徒以外の者をいう。
- 3 「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する「休日」を、「平日」とはこれら以外の日をいう。

4 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

種類	設備・器具名	単位	利用料金
放送機器	送信機	備一式	1日 1,180円
陸上競技場	ローラー	力一回	20円
温水沸し器	湯沸し器	備1日	350円
競技用器具	競技用器具	一式	1日 1,180円
天幕	幕	1張	1日 120円
機器	機	1脚	1回 20円

福岡県公報

平成18年3月29日 水曜日

椅	子	1脚	1回	10円
全自動電気計時装置	一式	1日		3,050円
放送設備	一式	1回		1,180円
照明設備	一式	1回		2,370円
ロッカーフィルム	一	1回		20円
電光得点表示盤	一式	1回		230円
30秒タイマー計	一式	1回		120円
ファーム回数表示器	一式	1回		120円
タイムアウト要求器	一式	1回		120円
体幹	1台	1回		1,780円
8ミリ映写機	(スクリーンを含む。)	1回		1,180円
幻灯機	(スクリーンを含む。)	1回		1,180円
スクリーナー	一式	1回		590円
長椅子	机	1脚	1回	20円
椅子	子	1脚	1回	10円
バスケットボール	一球	1面	1回	350円
ミニバスケットボール	一球	1面	1回	230円
バレーボール	一球	1面	1回	230円
ハンドボール	一球	1面	1回	350円
卓球	1台	1回		120円
器械体操用具	1種目(1セット)	1回		120円
放送設備	一式	1日		1,180円
湯沸し設備	1台			350円
競技用器具	一式	1日		1,180円
天幕	1張	1日		120円
長机	1脚	1回		20円
椅子	子	1脚	1回	10円

5 利用者（アマチュアスポーツのために利用する場合を除く。）が利用の際第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合は、この表に掲げる額に、最高額の入場料又はこれに相当する料金に100を乗じて得た額に利用日数を乗じて得た額を加算した額とする。

6 利用者が体育館を占用使用する場合において、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときは、この表に掲げる額に、次に掲げる額を加算した額とする。

区分	利用料金
電気	実費相当額
冷暖房	実費相当額